

## 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る運用基準

### (目的)

第1条 この細則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号。以下「令」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、都市の低炭素建築物新築等計画の認定に係る事務について必要な事項を定める。

### (用語)

第2条 この運用基準における用語は、法、令及び規則において使用する用語の例による。

### (市長が必要と認める図書)

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。)による審査を受けた場合 当該登録建築物調査機関が交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証
- (3) その他市長が必要と認める図書

### (設計内容説明書)

第4条 省令第41条第1項の表に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分以外の部分を有しないものに限る)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)の住宅部分にあつては第1号様式、共用部分(共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。)にあつては第2号様式、非住宅(住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。)にあつては第3号様式

によるものとする。

(市長が不要と認める図書)

第5条 省令第41条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 第3条各号に規定する適合証を提出した場合にあっては、各種計算書
- (2) その他市長が不要と認める図書

(建築確認申請書の提出部数等)

第6条 法第54条第2項後段の規定により提出する建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書(以下この条において「建築確認申請書」という。)の部数は、正本1部及び副本2部とし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物に該当する場合は、同法第6条の3第7項又は第18条第10項の適合判定通知書の写しを正本に添付するものとする。

2 前項の場合において、建築確認申請書には、省令第41条第1項及び第45条に規定する申請書の写しを添付するものとする。

(軽微な変更)

第7条 認定建築主が、省令44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第4号様式)2通にそれぞれ添付図書のうち変更に係るもの(変更後の図書に認定時の計画を朱書表示(変更部分のみ)したもの)を添えて、市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 法第53条第1項の規定による認定を申請した者、法第55条第1項の規定による変更の認定を申請した者(次条において「申請者」という。)が、これらの申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下げ届(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

2 前項の低炭素建築物新築等計画認定等取下げ届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(認定をしない旨の通知)

第9条 市長は、法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定をしないときは、不認定通知書(第6号様式)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(工事完了報告)

第10条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築の工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(第7号様式)に、次の各号にいずれかに掲げる図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 検査済証(建築基準法第7条第5項に規定する検査済証をいう。)の写し
- (2) その他工事の完了を確認することができる書面で市長が適当と認めるもの

(建築の取りやめ)

第11条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築を取りやめる旨の申出書(第8号様式)に、省令第43条に規定する認定の通知書(法55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、当該通知書及び省令第46条に規定する変更の認定の通知書)を添えて、市長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定取消し通知書(第9号様式)により取り消した旨とその理由を通知するものとする。

附 則

この基準は、平成24年12月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

## 様式リスト【別添】

- 第1号様式 設計内容説明書(①一戸建ての住宅、共同住宅等の住宅部分)
- 第2号様式 設計内容説明書(②共用部分)
- 第3号様式 設計内容説明書(③非住宅)
- 第4号様式 軽微な変更届
- 第5号様式 低炭素建築物新築等計画認定等申請取下げ届
- 第6号様式 不認定通知書
- 第7号様式 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書
- 第8号様式 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書
- 第9号様式 認定取消通知書